

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
市町村特別会計（葛城市）決算の審査意見書

葛城市監査委員

葛 監 第 7 8 号
令和 7 年 8 月 1 3 日

葛城市長 阿古 和彦 様

葛城市監査委員 宅 康次

葛城市監査委員 川村 優子

令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）
決算の審査意見書について

地方自治法第 2 9 2 条において準用する地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により審査に付された令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）の決算書を審査した結果、その意見は、次のとおりである。

目 次

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 方 法	1
第4. 審 査 の 結 果	1
1. 決算の概要	2
2. 歳 入	2
3. 歳 出	3
4. む す び	3

この決算審査は、地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合である奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「本組合」という。）の解散に伴い、本組合の市町村特別会計（葛城市）の令和6年度決算について、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、その事務を継承する葛城市長からの付託を受け、葛城市監査委員の審査に付されたものである。

第1 審査の対象

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）歳入歳出決算書

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）歳入歳出事項別明細書

第2 審査の期間

令和7年6月30日から令和7年7月31日

第3 審査の方法

決算審査に当たっては、提出された決算書が地方自治法その他関係法令等に準拠して作成され、予算の執行及び会計処理が適正であるかどうかを、関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。併せて、本組合の解散に伴う事務手続きについても、その経緯及び内容を十分に確認しながら実施した。

第4 審査の結果

決算書及び付属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、証書類と照合審査した結果、予算の執行及び会計処理は概ね適正であると認める。

1. 決算の概要

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）の令和6年度決算収支状況は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	予算現額	決算額	予算額との比較
歳 入	182,000	145,000	△ 37,000
歳 出	182,000	145,000	△ 37,000
歳入歳出差引額	0	0	0

予算現額と歳入決算額を比較すると、歳入予算現額 182,000 円に対し、歳入決算額は 145,000 円であり、37,000 円の差額（減額）が生じている。これは、歳出における不用額 37,000 円と一致している

2. 歳入

（単位：円）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 諸収入	182,000	1,901,412	145,000	1,756,412	△ 37,000
歳入合計	182,000	1,901,412	145,000	1,756,412	△ 37,000

収入済額は 145,000 円であり、予算現額 182,000 円に対する収入済額の割合は 79.7%であった。

(1) 款別決算状況

収入済額 145,000 円は、全て「諸収入」に計上されており、その内訳は「貸付金元利収入」145,000 円であった。これは、本組合から葛城市の一般会計へ「住宅新築資金等貸付金回収管理組合返戻金」として繰り出されるものに相当する。

(2) 収入未済額の状況と正確性について

令和6年度の奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）における収入未済額は 1,756,412 円と計上されている。この金額は、「滞納繰越分」として計上されたものである。

葛城市の一般会計決算書においても、「住宅新築資金等貸付金元利収入」の項目で、同額が計上されており、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計の計上額と一致していることが確認された。

ただし、令和7年2月に葛城市に債権譲渡されたものであるから、本組合は、調定額を減額更生し収入未済額を0円とすべきであり、会計上の事務処理としては不適切であったと考えられる。

3. 歳出

(単位：円)

区 分	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費	182,000	145,000	37,000	37,000
歳出合計	182,000	145,000	37,000	37,000

支出済額は145,000円であり、予算現額182,000円に対する執行率は79.7%であった。不用額は37,000円であり、予算現額に対する割合は20.3%であった。

(1) 款別決算状況

支出済額145,000円は、全て「総務費」に計上されており、その内訳は「総務管理費」145,000円であった。さらに詳細を見ると、「負担金、補助及び交付金」として145,000円が計上されており、これは葛城市の一般会計における「住宅新築資金等貸付金回収管理組合返戻金」に相当する。

(2) 葛城市一般会計への繰り出し・繰り入れの正確性について

本特別会計から支出された145,000円の「負担金、補助及び交付金」は、葛城市の一般会計において「住宅新築資金等貸付金回収管理組合返戻金」として145,000円が「諸収入」の「雑入」に計上され、収入されていることが確認された。これにより、本特別会計からの繰り出しと葛城市一般会計への繰り入れの金額は正確であり、適切に処理されていると認められる。

4. むすび

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(葛城市)の令和6年度決算は、関連法令等に準拠し、予算の執行及び会計処理が概ね適正に行われていたと認められる。特に、本組合の解散という組織再編の局面において、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(葛城市)から葛城市一般会計への返戻金145,000円の計上が適切に行われており、回収された貸付金の引き継ぎが円滑に実施されていることが確認できた。

本組合の長年にわたる債権回収業務は、その目的を果たし、役割を終えることとなる。本組合の解散後、葛城市は住宅新築資金等貸付金に関する債権回収事務を直接継承することとなる。

今後は、一般会計に計上されている収入未済額について、その回収状況を適切に管理し、引き続き最大限の努力をもって回収業務に努めることを期待するものである。併せて、議会に対しては、回収状況のみならず、不納欠損の発生状況も含め、より一層透明性の高い情報提供を行うことにより、市民への説明責任を果たすよう求める。